

**上市町ホームページリニューアル業務
審査実施要領**

令和4年7月

1 選考方法

選考は、一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

2 一次審査(配点：500点)

審査は、上市町ホームページリニューアル業務審査会（以下「審査会」）において次のとおり書類審査を行い、上位3位以内を選定する。ただし、一次審査の合計点数が300点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

(1) CMS機能要件(120点)

ア 対象

CMS機能要件一覧表

イ 評価方法

提案CMSの対応状況を事務局が判定する加点方式とする。

なお、加点対象は「推奨」項目について行うものとする。

(ア)「必須」の項目にA：加点なし

(イ)「必須」の項目にB：加点なし

(ウ)「必須」の項目にC：失格

(エ)「推奨」の項目にA：該当1項目につき加点

(オ)「推奨」の項目にB：該当1項目につき加点

(カ)「推奨」の項目にC：加点なし

(2) 企画提案書評価内容(180点)

ア 対象

企画提案書

イ 評価方法

審査会において、各審査員が企画提案書の各項目を評価及び採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

(3) 初期構築費及び運用保守費(200点)

ア 対象

初期構築費及び運用保守費の見積書（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 評価方法

費用見積書を事務局が採点する。

採点は、次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は200点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点=200点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

3 二次審査(配点：500点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(1) プレゼンテーション評価点(500点)

ア 対象

プレゼンテーション及び質疑応答

イ 評価方法

審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査及び評価し、その平均点(小数点以下四捨五入)を得点とする。

4 二次審査(プレゼンテーション審査)の内容

提出した企画提案書のアピールポイント及び企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

(1) プレゼンテーション

企画提案書に沿ったプレゼンテーションでは、次の項目について特に重視して実施すること。

ア デザイン及びサイト構成

(ア) 閲覧者にとって情報が探しやすいデザイン及び構成となっているかどうか

(イ) ユーザビリティに対する考え方について

イ アクセシビリティの対応

アクセシビリティを高めるための方法について提示されているかどうか。

ウ リニューアル支援

データ移行の支援体制及び職員のシステムの習熟に重点を置いた体制について提示されているかどうか。

エ 運用及び保守方法

障害及び災害発生時の対応について提示されているかどうか。

また、円滑な運用を実現するためのサポートが提示されているかどうか。

オ 追加提案

本町が要求している項目以外に、有効な機能や地域セールス向上につ

ながる企画などが提示されているかどうか。

(2) ページ作成デモンストレーション

CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、次の項目について必ず説明すること。

ア テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法について

イ ワードの原稿、エクセルの表及び画像の貼り付けを行うページ作成について

ウ アクセシビリティチェック機能について

エ 公開申請、承認フローの運用方法について

オ 各課が作成したコンテンツの管理方法、人事異動や組織改正時の組織情報の管理方法について

カ その他、独自機能の操作方法及びアピールポイントの提示

5 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1) 提案者が1者の場合の取り扱い

一次審査を実施し合計点が300点以上の場合、二次審査を実施する。

一次及び二次審査の合計点が600点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2) 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

ア 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合は、その得点が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

イ 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合は、「企画提案書評価内容評価点」が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

ウ 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」及び「企画提案書評価内容評価点」が同じ場合は、「CMS機能要件評価点」が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

エ 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「企画提案書評価内容評価点」「初期構築費用及び運用保守費評価点」「CMS機能要件評価点」「初期構築費及び運用保守費評価点」が同じ場合は、くじ引きにより、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。